



## 成鶏更新・空舎延長事業の円滑な実施について

成鶏更新・空舎延長事業については、既に平成30年4月23日付け「日鶏協速報」にてお知らせしましたように、本年4月23日の鶏卵の標準取引価格(日毎)が162円/kgとなり、安定基準価格163円/kgを下回ったことから、5年ぶりに本事業が発動となりました。

事業に参加する生産者にあつては、下記のポイントにご留意いただくとともに、平成30年4月23日付け日鶏30発第60号にてお送りした「平成30年度成鶏更新・空舎延長事業についてのご案内」を参考に申請書類等を作成の上、当協会まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、鶏の食鳥処理場への出荷に当たっては、食鳥処理場への出荷集中による過重労働等にならないようにするとともに、平成30年4月3日付け日鶏協ニュース3・4月合併号にてお知らせしましたように、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び食肉鶏卵課長から本会会長あて通知「食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について」に基づき、輸送の過密化や食鳥処理場での保管の長時間化を避けられるよう、食鳥処理業者と十分に調整の上、関係法令等に留意しつつ、計画的に出荷していただきますようご協力をお願いいたします。

その際、本事業においては、安定基準価格を上回った日の前日までに成鶏処理を食鳥処理場に申し込んでいる場合には、安定基準価格を上回った日から起算して30日後まで出荷が可能となっておりますので、こうした運用を活用していただき、食鳥処理業者と調整等しつつ、計画的かつ円滑な出荷をお願いいたします。

### <<成鶏更新・空舎延長事業のポイント>>

#### 1. 対象期間（成鶏の出荷期間）

鶏卵の標準取引価格（日ごと）が安定基準価格（163円/kg）を下回った日の30日前から安定基準価格を上回った日の前日までとなります。

ただし、上回った日の前日までに、成鶏の処理を食鳥処理場に申し込んでいる場合は、安定基準価格を上回った日から起算して30日後までとなります。

#### 2. 奨励金交付対象成鶏

出荷期間中に食鳥処理場に出荷し、食鳥処理（検査合格羽数）された成鶏です。  
(事業対象鶏舎において飼養されている全羽数を出荷した場合に限ります。)



### 3. 事業対象鶏舎

- (1) 対象鶏舎は、一棟の建物か又は明確な間仕切りができている建物（壁、カーテン、金網等によって明確に成鶏の飼養が区分されている建物）で、一棟の鶏舎丸ごと又は間仕切り内の成鶏全てを出荷した後、水洗等による清掃を独立して合理的に実施できることが条件です。
- (2) 対象鶏舎には、全ての飼養成鶏の出荷が完了した日の翌日から、ひなの再導入を開始する日の前日までに60日以上の空舎期間を設けることが条件です。その際、実績報告時に添付する成鶏出荷時及び空舎時の写真（日付入り）を各2～3枚撮影しておくことが必要です。
- (3) 対象鶏舎には、成鶏出荷後90日以内に採卵用ひなを導入することが条件です。その際、再導入羽数は食鳥処理場で食鳥処理された羽数の4割以上であることが条件です。

### 4. 事業参加申請書類

この事業に参加するには「事業参加（兼奨励金交付）申請書」の提出が必要です。  
事業対象成鶏の出荷完了後30日以内に本協会に提出して下さい。

なお、価格差補填契約を締結の際にあらかじめ鶏舎ローテーション等の書類を提出済みの場合には、当該書類の添付を省略できます。

### 5. 奨励金の交付

事業参加兼奨励金交付申請書を提出して頂き、確認後、奨励金（210円以内／羽（10万羽未満の生産者 270円以内／羽））が交付されます。

### 6. 事業実施状況報告書類

この事業に参加した生産者は、取組完了後、速やかに事業実施報告書類を作成の上、本協会へ提出が必要です。なお、交付後、報告書類の審査及び現地確認において、60日以上の空舎期間や雛の再導入等の要件を満たしていない場合には、奨励金を返還いただくこととなりますのでご留意ください。

<成鶏更新・空舎延長事業に関する各様式>

<https://www.jpaa.or.jp/stability/documents.html>



## IEC京都大会日本養鶏協会と国際養鶏協議会が共同で後援

国際鶏卵委員会（IEC：International Egg Commission）は、京都市内において下記により、「IECグローバル・リーダーシップ会議」を開催します。当協会は、（一社）日本国際養鶏協議会と共同で後援することとなりましたので、お知らせします。

なお、日本で養鶏関係の国際会議が開催されるのは、日本家禽学会のアジア太平洋家禽会議（1998年）の開催以来となり、IECの会議が日本で開催されるのは、初めてです。

### 1. 開催日程

開催場所：京都ホテルオークラ（京都市中央区河原町御池）

開催期間：2018年（平成30年）9月9日（日）～13日（木）5日間

主催者：International Egg Commission（略称：IEC）

後援：（一社）日本養鶏協会、（一社）日本国際養鶏協議会

### 2. 実行委員会事務局

（一社）日本養鶏協会（平成30年4月1日から）

担当者：渡辺 連絡先：☎ 03-3297-5515

## 平成29年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学報告書の概要

農林水産省より、平成30年4月24日に「平成29年度における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生に係る疫学報告書の概要」が公表されました。概要は以下のとおりです。

また、同省より4月15日付けで、我が国は国際獣疫事務局（OIE）の規定に基づき、鳥インフルエンザの清浄国となった旨、公表がありましたのでお知らせします。

### <疫学報告書の概要>

#### 1. 発生農場の特徴

第1回検討会以降に新たに判明した事項はないものの、動物衛生研究部門から2016-17シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生に関し、農場近接の水辺と発生の有無に関する論文が発表され、同シーズンでは近接の水辺の存在が家きん農場



におけるHPAIの発生と有意に関連することが示されたことから、報告書においても記載することとされた。

## 2. 分離ウイルスの特徴

### (1) 分離ウイルスの遺伝子学的由来

遺伝子解析の結果から、昨年度の冬に欧州で流行したH5N8亜型と、ユーラシア大陸の野鳥で循環しているN6亜型が再集合したものと推察された。

また、昨年11月に島根県の死亡野鳥から検出されたウイルスと本年1月に東京都で発見された死亡野鳥から検出されたウイルスは相同性が極めて高かったが、香川県の検出ウイルスとは明確に区別された。

### (2) 分離ウイルスの感染性等

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が実施した感染試験の結果から、感染が成立すると、過去の事例と同様に、鶏に対し高い致死性を示すものの、感染の成立には比較的多くのウイルス量が必要である可能性が示された（ $10^5$  EID<sub>50</sub>\*以上で感染成立）。

感染が成立した鶏から排せつされるウイルス量は、これまでに国内で分離されたウイルスに比べ、10～100倍程度少ないこと（ $10^{4.4}$  EID<sub>50</sub>程度）が示された。実際の臨床例（野外感染鶏）においても、死亡鶏については、簡易検査及び遺伝子検査の結果に関わらず、全ての検体からウイルスが分離されていることから、ウイルスの排泄量が少なかったことが示唆された。

また、同居感染試験（感染鶏を正常鶏と同居させる試験）においても、感染鶏の割合が少ないと同居鶏へ感染しないことが示され、ウイルス排せつ量の少なさと感染必要量の多さを裏付ける結果となった。

## 3. 国内への侵入時期・経路

野鳥の確認は3都県のみであったが感染確認地点が島根県、兵庫県及び東京都と離れた場所であり、野鳥に対する致死性の変化によって死亡野鳥の検出率が低下した可能性も否定できないことから、ウイルスは29年11月初旬以降に渡り鳥により日本に侵入し、日本の広い地域にウイルスが存在していたものと考えられる。

また、発生農場の周辺環境、発生時期等を踏まえると、海外から人や物の移



動を介してウイルスが日本国内に持ち込まれ発生原因となった可能性よりも、渡り鳥等によって日本に持ち込まれた可能性が高いと考えられた。

## 4. 農場・家きん舎への侵入時期・経路

家きん群へのウイルス感染時期は、死亡羽数の増加が確認されたおよそ4～6日前程度と考えられた。当該鶏舎の周囲には、ウイルスに感染した鳥類を含む野生動物及びその排せつ物によってウイルスが存在していたと考えられ、このような環境の中、侵入経路としては、

- ① ネズミ等の何らかの野生動物が家きん舎周辺にあったウイルスを家きん舎内に持ち込んだ可能性や
- ② (人や車両又は野鳥を含む野生動物が農場内にウイルスを持ち込み、) 家きん舎周辺にあったウイルスを家きん舎内に出入りする人(手指、衣服、靴底等に付着)が持ち込んだ可能性が考えられるが、いずれの経路によるのかを明らかにするには至らなかった。

## 5. 初動対応の検証

農林水産省が平成30年1月15日に通知した検査体制の強化(検査羽数を5羽から11羽へ増加、採材は解剖して確実に実施)は、引き続き実施していくことが適当である。

また、今後の発生事例においても、家きんから分離されるウイルスを用いた感染試験等によって検査の信頼性を確認する必要がある。

家畜疾病の診断体制の信頼性を確保するため、引き続き家畜保健衛生所における精度管理体制の整備を進める必要がある。

このほか、大腸菌等の複合感染が検査結果等に影響した可能性が否定できないことから、追加的な再現試験によってその影響を確認する必要がある。

## 6. 提言

アジアのみならずヨーロッパの国々でも発生が継続して確認されるなどの国際的な発生状況及び渡り鳥の渡りに伴って我が国にウイルスが持ち込まれる懸念から、今後とも、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクは高いと言わざるを得ない。

このため、今回の疫学調査等の結果に基づき、



- ① 周辺に水辺があるなどの発生リスクが比較的高い農場における発生予防対策、
- ② 水際検疫における携帯品等を介したウイルスの侵入の防止、
- ③ 国内の研究・診断体制及び国際的な連携関係の強化、
- ④ 迅速で的確な初動対応の確保に向けた防疫演習及び防疫資材の備蓄・管理、
- ⑤ 初動対応の検証を踏まえた今後の検査体制の在り方について、生産者、都道府県、国を始めとするすべての関係者で意識の共有を図り、発生を見据えて更に強固な防疫体制の構築に努められたい。

## ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

農林水産省消費・安全局長より、中国や韓国を始めとする東アジア地域では、家畜の悪性伝染病である口蹄疫などの発生が継続して確認されている中、ゴールデンウィークを迎え日本から海外への渡航者が増えることにより、我が国への家畜伝染病の病原体が侵入・まん延するリスクが高くなると考えられることから、「ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について」が発出され、周知・協力依頼がありましたので、お知らせします。

会員の皆様におかれましては、従来からの防疫対策に加え、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

### 1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

畜産関係者等に対しては、口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

#### (1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空港又は海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。



## (2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等、飼養管理を行う上で必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

## 2. 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込み防止の再徹底

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入ること及び不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。

また、農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施するよう指導すること。

## 3. 早期発見・早期通報の徹底

家畜の所有者、獣医師等に対して、口蹄疫等の症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に連絡するよう指導すること。

また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

## 4. 連携体制の確認

発生時に備え、口蹄疫防疫指針第2の2の(8)等においては、防疫措置に必要な人員や資材の確保、情報の提供等のため連絡が必要となる畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等との連携体制を整備しておくこととされている。年度当初での担当者の人事異動も考慮し、連休中の閉庁日であっても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、速やかに携体制を点検すること。



## 鶏卵にサルモネラ、23人に健康被害 米9州で2億個リコール

米食品医薬品局（FDA）は、ノースカロライナ州の養鶏場が生産した卵を食べた23人が相次いでサルモネラ食中毒に感染したことから、この農場から全米9州へ出荷された鶏卵2億個をサルモネラ感染の疑いがあるとして、リコール（自主回収）すると発表しました。

FDAの発表によると、サルモネラ感染の疑いでリコールの対象となっているのは、全米2位の鶏卵生産者「ローズ・エーカー・ファーム」のノースカロライナ州にある養鶏場からフロリダ、ニューヨークなど9州に出荷された鶏卵2億個で、4月16日までに、この農場で生産された卵を食べた少なくとも23人から、下痢や腹痛などの健康被害が報告されています。

食中毒の原因は、サルモネラ菌。FDAは消費者に対し、リコール対象の鶏卵を食べないように呼びかけ、廃棄するか購入した店に返品するよう促しています。

アメリカでは2010年、サルモネラ感染のために数百人が健康被害を訴え、鶏卵5億個あまりがリコールされた事例がありました。

出典：CNN.CO.JP 2018.04.16

<https://www.cnn.co.jp/usa/35117801.html>

### 協会活動報告

[青字下線部クリックで、\(一社\)日本養鶏協会ホームページ内  
該当事業のページが開きます](#)

#### 鶏卵生産者経営安定対策事業

##### ① 価格差補填事業の事業参加者との契約数量（トン/月当たり）

平成26年度	160,792
平成27年度	161,936
平成28年度	164,846
平成29年度	162,353

##### ② 4月の標準取引価格 171.07 円/Kg

平成30年度補填基準価格 185 円/Kg

平成30年度安定基準価格 163 円/Kg





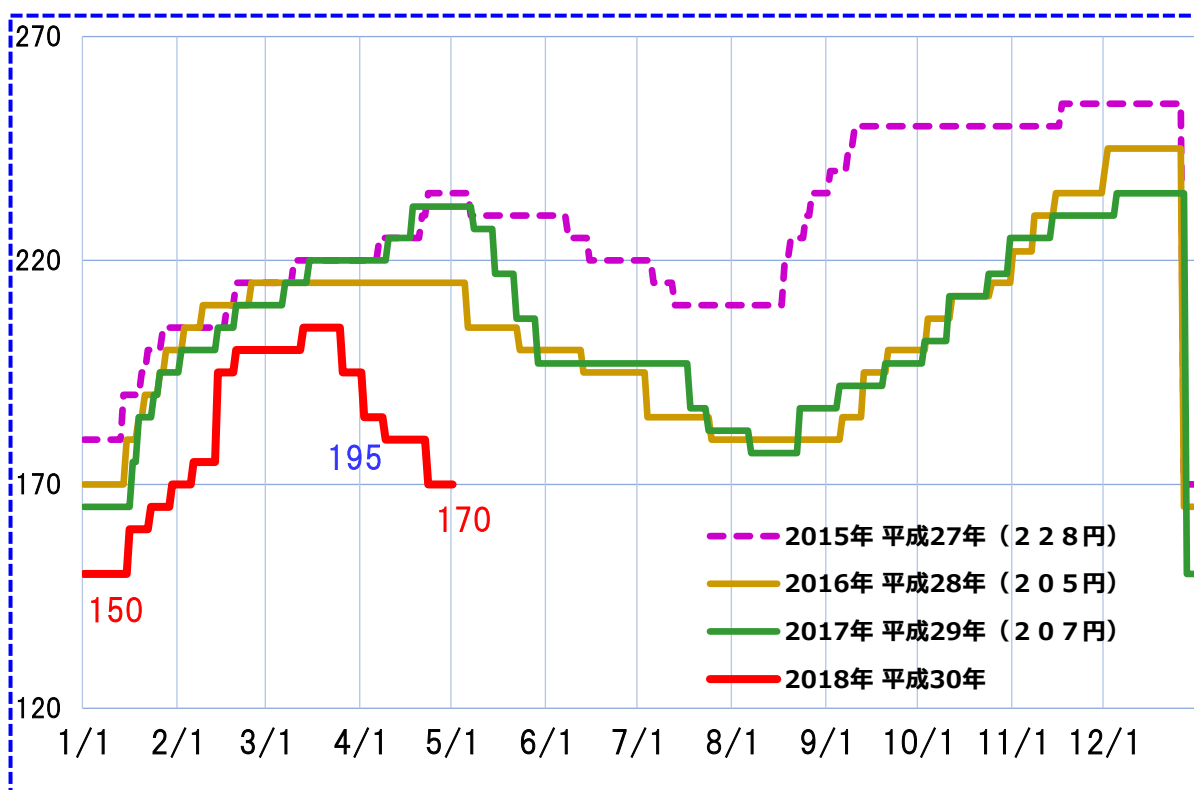
## 統計データ

### 【相場動向】過去10年間の4月相場<Mサイズ>

	平均値	高値	安値
平成21年	173	198	164
平成22年	177	208	164
平成23年	245	278	234
平成24年	182	208	169
平成25年	172	198	164
平成26年	223	248	214
平成27年	227	253	214
平成28年	215	233	209
平成29年	227	250	214
平成30年	179	203	164
平均値	202	228	191

平成30年4月の鶏卵相場（東京全農Mサイズ）は、平均値は179円、高値は203円、安値は164円となり、平均値・高値・安値すべてにおいて過去10年間の平均値に比べ1割・前年に比べ2割安い相場となりました。

### 【鶏卵相場推移 2015年～2018年 事業年度 東京全農Mサイズ 円/Kg】



鶏卵相場は4月に入り、195円からスタートしましたが、2日には185円と10円値を下げ、その後段階的に値を下げ、4月23日には標準取引価格(日毎)が162円/kgとなり、成鶏更新・空舎延長事業が5年ぶりに発動しました。



## 【鶏卵関係主要計数】平成30年2月までの1年間の主要計数推移

	雛餌付羽数(出荷)		配合飼料出荷量		家計消費量		鶏卵相場	
			成鶏用		一人当たり		東京全農M	
	数量(千羽)	前年比	数量(千ト)	前年比	数量(グラム)	前年比	前年	本年
29年 3月	9,748	105.5%	513	103.1%	877	101.4%	215	217
4月	9,112	103.8%	468	95.9%	907	102.0%	215	227
5月	9,029	96.1%	497	106.6%	890	100.1%	204	216
6月	9,759	105.8%	474	102.1%	843	97.2%	197	197
7月	9,889	104.2%	455	103.2%	866	100.2%	184	191
8月	8,339	98.4%	466	102.3%	849	104.6%	180	182
9月	9,014	98.1%	566	103.9%	858	101.3%	192	194
10月	9,225	100.9%	487	104.2%	910	100.2%	211	211
11月	9,519	107.7%	494	102.9%	899	102.8%	231	228
12月	9,081	98.6%	536	102.1%	936	103.0%	245	234
30年 1月	9,387	101.2%	477	103.9%	889	104.6%	179	159
2月	9,034	109.1%	461	102.7%	862	102.2%	217	201
1年間合計平均(%)	111,136	102.5%	5,894	102.7%	10,586	101.6%	206 (平均)	205 (平均)

- ・雛餌付羽数は、前年同月比9.1%増の903万羽と大幅に上回り、年間でも前年比2.5%上回って推移しています。
- ・配合飼料出荷量は、前年同月比を2.7%上回る46万トンと10ヶ月連続で前年を上回って推移しています。
- ・鶏卵の家計消費量は、前年同月比を2.2%上回り、年間でも前年比1.6%増と堅調に推移しています。
- ・これらの統計では、供給サイドでの大きな落ち込みも無く、家計消費などの需要も堅調な展開となっていますが、近年の雛餌付羽数の増加と順調な生産により、供給量は増加傾向にあることから鶏卵価格は値を下げて推移しており、今後の動向を注視する必要があります。

【日鶏協ニュース】 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内（5階）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2018年5月2日

編集・発行責任者：小田上浩史(info@jpa.or.jp)

